

報告を受ける必要性が低い法令報告事象への対応について

令和 3 年 5 月 20 日

原子力規制部検査グループ、緊急事案対策室

(法令報告の目的)

- 法令報告事象について「状況と処置」について報告させることの目的は、事象の発生原因や再発防止対策を規制当局としても分析し、必要に応じて規制の見直し等を行うためである。他法令の事故報告制度においても同様の目的としているものが多い(参考 1、2)。

(これまでの報告実績を踏まえた分類)

- これまでの施設の故障に関する報告のうち、上記の目的に照らすと報告を受ける必要性が低いと思われる報告には、以下の特徴があると考えられる。
 1. 点検中に誤って発生させた損傷で、設備が使用(工学的な意味で)される前に同点検中に修繕された事象
(例) 点検中の作業で誤って生じさせた原子炉格納容器の一部損傷(H19.6.8 2F)、D/G-B シリンダヘッドインジケータコックの変形(H27.7.17 もんじゅ)
 2. 事象発生後においてリスクが特段高まることはなく、また短期間にすでに既知である事象の原因が特定され、対策も確立されている事象
(例) 定期検査中に発見される PWR の蒸気発生器の 1 次系減肉のうち、応力腐食割れ(PWSCC)
 3. リスクの小さい非該当の核燃料使用施設などで発生した事例であり、かつ他の施設等への水平展開などを行う必要性がなかった事象
(例) 排気筒の倒壊(R2.4.13 東北大)

(見直しの方向性)

- 上記 1 の事例のようなものについては、報告不要となるよう訓令解釈を改定・明確化する対応としてはどうか。
- 上記 2 及び 3 の事例のようなものについては、原子力規制員会が定める事案として個別に列挙し、報告不要とする又は事象発生のみ報告を求める等の対応としてはどうか。

なお、規制機関として報告を受けても規制見直しにつながらなかった法令報告事象として、上記のほかに、誤った手順書によるトルクスイッチ交換に伴う原子炉の自動停止(H23.10.4 玄海 4)、配管内のガス置換不足及び系統構成の不備による安全蒸気ボイラの 2 台故障(H23.7.22 日本原燃再処理)等が存在するが、発生時点で、その原因や安全への影響度合いについて即座に判断することは難しく、規制当局が確認する必要がある。そのため、報告不要事象としてあらかじめ定性的に定め、その判断を事業者にゆだねることはふさわしくないと考えられる。よって、これらの事象については知見の蓄積に重きを置き、引き続き報告を求めることとしてはどうか。

(参考1)平成28年度 経済産業省委託 高圧ガス保安 対策事業 高圧ガス保安法の各法令に関する
逐条解説の作成報告書 高圧ガス保安法逐条解説 その解釈と運用

この法律は、高圧ガスによる災害を防止することを目的の一つとしているので、災害に係る事故報告を求められたときは、事故に至った経緯や、事故原因について、より正確かつ克明に報告することが必要である。国において事故の再発性や事故の重要度等について解析し、法令改正や技術開発等により事故再発防止を図るための資料とするので、事故調査にあたっては、色々な角度から慎重に行なうことが求められる。

(参考2)ガス事故報告規則の運用について(平成29年3月31日)

(1)報告の意義及び提出期限

速報の意義とは、ガス事業者が事故の速報を速やかに経済産業省(本省又は産業保安監督部)に報告することにある。

(略)

3-3 詳細の取扱いに係る事項

規則第4条第3項に定める詳細の取扱いについては、次のとおりとする。

(1)報告の意義

詳細は、国及びガス事業者が一体となって事故原因を徹底的に究明し、効果的に事故の再発防止を図ることを目的としている。また、ガス消費機器の事故に係る原因究明を行う場合には、一般的に技術的専門的知見を有しない消費者が使用することに伴う誤使用の可能性は考慮しなければならないとしても、このような可能性に依拠して原因究明のための目を曇らせることがあってはならないところである。この点については、ガス事業者にとっても同様であり、事故報告に当たり、警察当局において捜査中であるなどの報告にとどめることなく、可能な限り原因究明を行い、その結果について必要に応じて報告を行うことが求められる。